



「青森ねぶた祭」

青森県赤十字血液センター職組

青森県赤十字血液センター 表する祭りとして、世界の1のある青森市は、青森県人々にも親しまれるようにのほほ中央部、むつ湾に面した所にあります。少し足をのばせば、十和田湖、弘前城、八甲田山などの自然観光も楽しめます。

青森で全国的に有名なのは、何と云っても「三内丸山遺跡」と「ねぶた祭」でしょう。ねぶた祭は国の重要無形民俗文化財の指定を受けており、今や日本を代表する行事である精霊流しなどが融合した祭りではないかと云われています。

ねぶた祭は、もともと古くから青森に伝わる眠り流し行事と七夕祭り、そしてお盆の行事である精霊流しなどが融合した祭りではないかと云われています。



は気持ちを高揚させます。次はハネトで、一台のねぶたに約一千人のハネトが乱舞します。最終日には青森港で花火大会とねぶたの海上運行が行われ、フィナーレを迎えます。

千円かかるそうです。大ととも、数人で大きな輪を作ったり、競うように跳ねたりします。観光客も高さ5mにもなります。祭りが始まるとまず聞こえてくるのは太鼓の迫力ある音で、その腹に響く音。そしていよいよねぶたの登場。扇子持の合図一つでクルリと廻って見せたり、目の前でピタッと止まって見せたり、ねぶたを生き物のように動かします。

保母からイメージチェンジ 男も女も「保育士」さん

男性でも「保母」とされてきた保育所などの職員の法的名称が、男女とも「保育士」に変更されることになりました。増加している男性職員(通称「保父」)の要望にこたえたもので、厚生省は児童福祉法施行令などを改正し、来年四月から実施します。

「保育士」となるのは児童福祉法で規定された保育所や養護施設などの保育職員で、幼稚園の職員は学校教育法で「教諭」と定められているため、対象には含まれません。

単組新任役員研修会
 ○平成10年6月20日(土)~21日(日)
 ○長野県北佐久郡軽井沢町
ホテルマゾン軽井沢

労働法Q&A

◎労基法違反の実効性

問 労基法違反はどこに救済を求められるのですか。

【答】 公的機関としては、労基署、裁判所、労政事務所(労働センター)・労働委員会への申告、提訴、相談斡旋が考えられます。

職場には労使ともに労基法違反が生じていることに気づかず、長年労基法違反が放置されていることがあります。例えば、労使ともに「うちがゲームセンターですから、残業手当はつきません」と言い切るなどです。

このようなケースでは、たとえ長年の労働実務処理が労基法違反だと気づいても、会社は、今までどこからもクレームがつかなかったのだからこのままでよいと思ひ、労基法違反は正の動きが鈍いことがあります。とくに労働組合がない事業所では、労基法違反の是正はほぼ絶望的です。

そこで、このようなケースでは外部の機関の力を借りることになります。

1、労働基準監督署への申告

会社に労基法を遵守させる国家機関は、労働基準監督署(以下「労基署」という)です。

労基法は、労基法等違反が事業場内部で発生する蓋然性が大きく、労基署が労基法違反を直接関知することが困難な点より、事業場内で就労する労働者に労基署に労基法違反事実を申告する権利を保障しました(労基法104条)。

ですから、質問者は所轄の労基署に申告することになりますが、労基署は、後述のように刑事罰を背景に動くとともに、問題の事業所について税務署のように毎年法人決算に基づく資料をもって

いけませんので、行動が慎重です。

そこで質問者は、申告に当たりできるだけ労基法違反事実を明らかにできる証拠を提出することが大事です。

例えば賃金が未払いであれば、振込みされていた預金通帳を持参するとか、所轄労基署へ申告する前に配達証明付きの内容証明を会社に送付し、当該内容証明を労基署に持参するとかです。

所轄労基署は、労基法違反事実の申告を受けると、所轄労基署の判断で調査に入り、調査の結果労基法違反を確認しますと、使用者がうっかりした労基法違反もありますので、よほど悪質でない限り「指導票」を会社に交付し、会社が自主的に労基法違反を是正することを求め、労基法違反は正の結果報告を後日求めることにしています。

この指導票を使用者が無視しますと、所轄労基署は、労基法違反被疑事件として刑事手続きに基づいて強制捜査に着手することになります(労基法102条)。

2、督促手続き

労基法違反のうち、労働者が通常賃金や割増賃金、年次有給休暇中の賃金をもらえない時には、刑事罰(労基法119条)を背景に労基署によって会社に賃金等を支払わせることもよくありますが、賃金や付加金(労基法114条)の支払いを会社に命ずる権限は、民事裁判所の仕事です。

しかし、ほとんどの労働者は、例えば会社が支払わない割増賃金をいつ、どのようにして請求しようかなどと迷っている間に時間がどんどん経過していきます。

労基法の賃金等の時効は、退職金を除くと2年間です(労基法115条)。とりあえず賃金等の時効を中断させてくれるのが簡易裁判所の督促(支払命令)制度です。

支払命令は、弁護士を使わずに労働者個人でできる裁判所の使い方です。支払命令のサンプルは東京簡易裁判所のFAXサービス(03-5251-1611)で手に入ります。

手続きはすべて郵送ででき、費用は通常の訴訟の半額です(例えば100万円の退職金請求で4,600

円の印紙と1,040円×当事者員数の切手程度)。

証拠の提出もいりません。

支払命令は、会社が異議申し立てをしないと、仮執行宣言を経て早ければ2~3月以内に確定判決になります。会社が異議申し立てをしますと、支払命令の効力は失われますが、支払命令を請求した者は通常の裁判へ移行できます。

3、労政事務所(労働センター)等

労基署も簡易裁判所も公権力の行使ですので、そこまで会社と事を構えたくない人には労政事務所にご相談することをお勧めします。

労政事務所は、労基署や裁判所と異なり、都道府県の機関です。同じ都道府県の機関には労働委員会が、労働組合に関わる、例えば不当労働行為事件をおもに処理していますが、県庁所在地にしかなく、職員が少なく、実際には動きが鈍いようです。

それに引きかえ労政事務所は、職員は少数ですが、県庁所在地だけでなく数カ所の都市に設置されているところもあり、労働委員会よりはるかに使いやすくなっています。

そのような点から、労政事務所は労基法違反を含めた労働契約違反や就業規則違反に対して、労使のトラブルを未然に防ぐため、現段階の民事判例を踏まえた労働法の見地から総合的にアドバイスをするともに、強制権限はありませんが、会社と労働者の間に立って個別の和解を斡旋しています。

労政事務所の中には、労働法学者(筆者も宇都宮労政事務所に関与)や弁護士、社会保険労務士を抱えています。

質問者には、労基署への申告や支払命令の提訴の前に、一度労政事務所へ相談に行くことをお勧めします。

(明治大学法学部講師 松岡二郎)
 一賃金実務より抜粋

